

(郵便等投票)

## 請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和 年 月 日執行の  
選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいのので、  
同法施行令第59条の4第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求  
します。

令和 年 月 日

現在する場所

〒

都 道

郡

町

府 県

市  
区

村

番地

生年月日

氏 名

代理記載人とな  
るべき者の氏名

太田市選挙管理委員会

委員長 伊藤 洋子 様

備 考

- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は、現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 4 持参による請求の場合は郵便等投票証明書を必ず提示すること。  
郵送による請求の場合は郵便等投票証明書を必ず同封すること。

太田市選挙管理委員会 408 郵便投票 (令第59条の4第2項の規定による請求)